

事 務 連 絡
令和7年3月28日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

物流・自動車局旅客課貸切バス班長

新たな運賃・料金の変更届出における原価計算書の
記載要領及び確認要領の試行的な運用について

新型コロナウイルス後の需要回復状況や令和6年4月から適用開始となった改善基準告示への対応状況を運賃・料金に反映させる必要があることから、今秋、令和6年度の原価を対象に運賃・料金の見直しが予定されていることに伴い、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「事業者」という）は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長（以下、「地方運輸局長等」という。）に対して運賃・料金の変更届出を行う必要がある。

また、届出された運賃・料金が、地方運輸局長等が定める公示額を下回るものである場合は、事業者は、道路運送法第94条第1項の規定に基づき原価計算書を提出し、地方運輸局等は当該原価計算書を調査する必要がある。

今般、上記調査にあたって、事業者が作成する原価計算書の記載要領及び事業者から提出された原価計算書の確認要領を別添のとおり試行的に定めたので、これにより「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（平成11年12月13日付け国自旅第129号、以下「処理要領」という。）第2.2.に定める変更命令を行うか否かについての調査を実施されたい。

なお、各要領については、今後、実際の運用を踏まえて必要な見直しを行ったうえで、処理要領別紙3「一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について」の改正についても検討することとする。



1. 記載要領について（直近年度実績）

（1）要素別原価

①運送費

ア 人件費

- ・一般旅客自動車運送事業人件費明細表の給与・手当・賞与の数値

イ 燃料油脂費

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の燃料油脂費の数値（ガソリン費、軽油費、LPガス費、その他の合計）

ウ 車両修繕費

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の修繕費の事業用自動車の数値

エ 車両減価償却費

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の減価償却費の事業用自動車の数値

オ 諸税

- ・自動車税は、一般旅客自動車運送事業損益明細表の施設賦課税から自動車税を抽出した数値
- ・自動車重量税は、一般旅客自動車運送事業損益明細表の施設賦課税から自動車重量税を抽出した数値
- ・施設賦課税は、一般旅客自動車運送事業損益明細表の施設賦課税の数値（自動車税及び自動車重量税は除く。）

カ 保険料

- ・自動車損害賠償責任保険料は、一般旅客自動車運送事業損益明細表の保険料から自動車損害賠償責任保険料を抽出した数値
- ・車両保険料は、一般旅客自動車運送事業損益明細表の保険料から車両保険料を抽出した数値

キ 手数料等

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の手数料等の数値

ク その他経費

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の施設使用料、自動車リース料、事故賠償費、道路使用料、手数料等、その他の数値（なお、上記ア～カで計上したものは除く）

②一般管理費

ア 人件費

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の一般管理費の人件費の数値

イ その他経費

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の一般管理費のその他の数値

③営業外費用

ア 金融費用

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の営業外費用の金融費用の数値

イ その他経費

- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表の営業外費用のその他の数値

(2) 総走行キロ及び総走行時間

①総走行キロ実績

- ・一般貸切旅客自動車運送事業輸送実績報告書の管轄区域内の走行キロの数値

②総走行時間実績

- ・点検点呼時間を含む出庫から帰庫までの総走行時間実績を、運転日報や運行指示書等をもとに算出
- ・全運転者の総走行時間の総計を記載

《参考》

- ・交替運転者が同乗している場合、運転以外の同乗時も含む
- ・宿泊を伴う運行の場合は、宿泊施設到着後1時間（車内清掃等）、宿泊施設出発前1時間（始業点検）を総走行時間に加え、それ以外の宿泊施設滞在時間は控除すること

(3) 安全コスト（安全運行経費）

- ・安全措置または安全関係設備（先進安全自動車導入経費、デジタル式運行記録計導入経費、ドライブレコーダー導入経費、事故防止コンサルティング経費及びITを活用した運行管理機器導入経費）に係る投資実績を記載
- ・上記項目以外の安全投資を行った場合、当該投資内容と実績を追加で記載
- ・減価償却資産の場合は、年度の減価償却費を、一括償却の場合は経費額を記載

(4) 貸切事業に係る資本報酬

①負債合計

- ・貸借対照表の負債の部合計

②資本合計

- ・貸借対照表の純資産の部合計

②' 資本金

- ・②がマイナスになる場合、貸借対照表の資本金

③負債及び資本合計（自動入力）

- ・①及び②を合算した値

④自己資本構成比（自動入力）

- ・②を③で割った値

④' 自己資本構成比

- ・②' の場合、以下の計算式で算出した値

$$④' = ②' / (②' + ①)$$

⑤車両簿価

- ・固定資産台帳の貸切事業用車両の簿価を入力

⑥その他固定資産簿価

- ・貸借対照表の有形資産合計から固定資産台帳の貸切事業用車両の簿価を引いた値を入

力

⑦運転資本

- ・(1) 運送費の4%を乗じた値を入力

⑧ベースとなる資本合計

- ・⑤、⑥及び⑦を合算した値を入力

⑨資本報酬

- ・以下の計算式で算出した値を入力
④もしくは④' $\times$ ⑧ $\times$ 0.112 (資本報酬率)

(5) 運転者の平均給与月額及び支給延人員

①支給延人員(人月)

- ・「支給延人員」欄には、給与支払対象となった月別人員の当該年度における合計人員(人月)を記入
- ・当該事業者の運転者数から1人が1か月働いた場合の作業量を算出
(一人の従業員が1年間働いた場合、支給延人員は12となる。)

②平均給与月額

- ・給料は、一般旅客自動車運送事業人件費明細表の運転者の給料・手当から給料を抽出した数値
- ・手当は、一般旅客自動車運送事業人件費明細表の運転者の手当を抽出した数値
- ・賞与は、一般旅客自動車運送事業人件費明細表の運転者の賞与の数値

(6) その他

①年度末車両数

- ・安全情報報告書の大型、中型、小型、コミューターそれぞれの車両数

②平均車齢

- ・安全情報報告書の大型、中型、小型、コミューターそれぞれの平均車齢

2. 運輸局における調査要領について

(1) 人件費

- ① 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額(賞与含む。以下同じ。)が高い場合
 - ・原価計算書に記載された人件費に人件費デフレーターを乗じた額
- ② 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額が低い場合
 - ・当該ブロック全職種平均給与月額に人件費デフレーターを乗じた額
- ③ ①又は②で算定した額について次式により基準賃金と基準外賃金を算定
 - ・基準賃金=①又は②で算定した額 $\times$ 各運賃ブロックの平均基準賃金比率
 - ・基準外賃金=①又は②で算定した額 $\times$ 各運賃ブロックの平均基準外賃金比率

(2) 燃料油脂費の算定

- ・燃料油脂費実績原価に対し、燃料価格傾向値を乗じて算定

(3) 車両修繕費の算定

- ・車両修繕費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(4) 車両減価償却費の算定

①車種区分毎に次式により算定

大 型 車＝（年度末車両数×平均価格）÷当該事業者の平均車齢

中 型 車＝（年度末車両数×平均価格）÷当該事業者の平均車齢

小 型 車＝（年度末車両数×平均価格）÷当該事業者の平均車齢

コミューター車＝（年度末車両数×平均価格）÷当該事業者の平均車齢

②大型車、中型車、小型車、コミューター車を足し上げた額に物件費デフレーターを乗じて算定

(5) 諸税の算定

- ・各諸税（施設賦課税、自動車税、自動車重量税）の実績原価

(6) 保険料の算定

- ・各保険料（自動車損害賠償責任保険料、車両保険料）の実績原価

(7) 営業費のうちその他経費の算定

- ・営業費のうちその他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(8) 一般管理費の算定

①人件費の算定

- ・人件費実績原価に対し、人件費デフレーターを乗じて算定

②その他経費の算定

- ・その他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(9) 営業外費用の算定

- ・その他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(10) 適正利潤の算定

①適正利潤は次式により算定する。

- ・自己資本構成×ベースとなる資産合計×資本報酬率

(11) 安全運行に係る経費（安全コスト）の算定

- ・安全コストの総計を総乗務時間で割って算定

・ただし、上記の値が経済指標で示す安全基準コスト（１６０．９１円）を下回る場合は、経済指標で示す安全基準コストを安全運行にかかる経費とする

（１２）交替運転者配置料金に係る原価の算定

①次式により算定する。

・時間あたり料金の算定

２（１）③により算定した基準賃金÷総乗務時間

・キロあたり料金の算定

２（１）③により算定した基準外賃金÷総走行キロ

※デフレーター等に乗じる場合は、直近年度のものを使用することとする。

（１３）基準額の算定

２（１）～（１１）により算定した各費用項目の額を用いて、以下のとおり行う。

①時間あたり基準運賃額の算定

（基準賃金＋（車両減価償却費×1/2）＋施設賦課税＋営業費のうちのその他経費＋一般管理費＋営業外費用＋適正利潤）÷総乗務時間＋安全運行にかかる経費

②キロあたり基準運賃額の算定

（基準外賃金＋燃料油脂費＋車両修繕費＋（車両減価償却費×1/2）＋自動車税＋自動車重量税＋自動車損害賠償責任保険料＋車両保険料）÷総走行キロ

③車種区分ごとの算定

・時間あたり運賃額

大 型 車＝時間あたり基準運賃額×当該ブロックの車両合計÷（大型車両数＋中型車両数×中型車原価比率＋小型車両数×小型車原価比率＋通勤車車両数×通勤車原価比率）

中 型 車＝大型車運賃額（時間あたり運賃額）×中型車原価比率

小 型 車＝大型車運賃額（時間あたり運賃額）×小型車原価比率

通勤車＝大型車運賃額（時間あたり運賃額）×通勤車原価比率

・キロあたり運賃額

大 型 車＝キロあたり基準運賃額×当該ブロックの車両合計÷（大型車両数＋中型車両数×中型車原価比率＋小型車両数×小型車原価比率＋通勤車車両数×通勤車原価比率）

中 型 車＝大型車運賃額（キロあたり運賃額）×中型車原価比率

小 型 車＝大型車運賃額（キロあたり運賃額）×小型車原価比率

通勤車＝大型車運賃額（キロあたり運賃額）×通勤車原価比率

３．原価調査票等の様式

別紙のとおり例示する。